

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2012

課題番号：20530040

研究課題名（和文） 武力不行使原則の構造変化とその意義

研究課題名（英文） Change of the Structure of the Non-Use of Force Principle in International Law

研究代表者

森 肇志（MORI TADASHI）

東京大学・大学院公共政策学連携研究部・教授

研究者番号：90292747

研究成果の概要（和文）：第 1 に、19 世紀中葉から国連憲章制定にいたる自衛権概念の展開についての研究を出版した。その出版準備の中でとくに、国連憲章の制定過程、とりわけ憲章第 2 条 4 項の、「国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法による」との但し書きについての米国代表団の見解を明らかにした。第 2 に、武力行使概念および自衛権の必要性および均衡性原則に注目して近時の国際判例の検討を進めた。第 3 に、いわゆる「サイバー攻撃」との関係を中心に武力行使概念について検討を進めた。

研究成果の概要（英文）：The following are the summary of my research activities. First, I published a book on the development of the concept of the right to self-defence from the mid-nineteenth century to 1945. In preparing for this book to be published, I studied the drafting process of the United Nations Charter. I paid special attention to the United States delegation's view on the proviso of Article 2(4) of the Charter—'in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations'. Second, I examined recent international judicial decisions, with particular attention to the concept of the use of force in international law and the principles of necessity and proportionality in self-defence. Finally, I also examined the concept of the use of force in relation to 'cyber attacks'.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 2008 年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2009 年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2010 年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2011 年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2012 年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 総計 | 3,500,000 | 1,050,000 | 4,550,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：武力不行使原則、国際連合憲章、自衛権

1. 研究開始当初の背景

戦争に代表される国家による物理的強制力の行使の法的規制という問題は、国際法および国際法学の存在理由の一つであり、もっとも重要な分野の一つであった。他方でこの問題は、国家による力の行使をどのように規

制するかという問題だけでなく、そもそもそれを規制することは可能なのかという疑問を惹起するものであり、その意味で国際法の存在を脅かすものでもある。2003 年のイラク戦争に際して、米英の武力行使に対する非難が、国際法の死が喧伝されることへと転化

したことは、記憶に新しい。

現代国際法においては、国家による武力行使は一般に禁止されたと理解されている。その根拠とされるのが国連憲章第2条4項であり、同項は、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定する。しかし、この武力不行使原則に対し、国連憲章は主要な例外を2つ認めている。その第一は、第7章で規定される安保理によって認められた武力の行使であり、その第二は、第51条に規定される自衛権である。

この両者、すなわち武力不行使原則とそれに対する例外との関係については、現在では厳格な禁止と明確な例外という捉え方が、言いかえればこの2つの例外以外の武力行使は許されないと理解することが一般的である。こうした捉え方は、武力不行使原則の意義を強調する論者、「国連憲章の死」に代表されるようにその変化を強調する論者、積極的に武力を行使しようとする国家、それを批判する国家、いずれによっても共有あるいは前提とされている。

しかし、応募者のこれまでの研究によれば、国連憲章の制定に至る検討において、これら2つの例外は個別的に認められていたのではないことが明らかとなっている。国連の目的と両立しない武力行使は許されないということが出発点であり、それは、国連の目的と両立する武力行使は許されることを意味するものと理解されていたのである。すなわち、厳格な禁止と明確な例外、ではなく、武力行使を国連の目的との両立性によって評価するという枠組だったのである。安保理によって認められた武力行使が国連の目的と両立し許されることは言うまでもないが、自衛権の行使も、それは侵略に対する反撃であり、侵略の抑止という国連の目的に合致するがゆえに認められると考えられていたのである。自衛権に関する規定はサンフランシスコ会議においてはじめて挿入されることとなったが、それ以前から憲章制定以降も自衛権が認められることについては合意があり、にもかかわらず自衛権に関する規定が設けられていなかったのは、こうした背景によるのである。

もとより、よく知られているように、サンフランシスコ会議において憲章第2条4項が検討された際に、「国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるもの」との但し書きについて中小国から疑問が出され、それに対して米国代表は、『他のいかなる方法による』という文言は抜け穴がないということを確認することを意図されたものもの

だったと指摘しており、先に挙げた厳格な禁止と明確な例外という枠組は、この発言を根拠として主張されることも多い。

しかし、米国代表団は、この発言がなされたまさにその翌日の代表団会議において、先に挙げた、国連の目的と両立する武力行使は許されうるという理解を確認している点は注目される。

こうした米国の態度を、憲章（あるいは条約）解釈という観点からどのように理解すべきかという問題は、それ自体興味深い。さらに、米国自身、憲章制定直後から厳格な禁止と明確な例外という枠組に依拠した主張をするようになってきていることも、大いに注目される。しかし、本研究の課題は、これらの点を踏まえつつ、国連の目的と両立する武力行使は許されうるという理解から、厳格な禁止と明確な例外という枠組に変化したこと、少なくともそう見えること自体について、①そうした変化は実定法上生じたと言えるのか、②そのことはどのような意義を有するのか、を明らかにしようとするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、現代国際法における武力不行使原則の法的構造を明らかにし、その成果を国際的に問うことにある。具体的には、上述のように、武力不行使原則について、国連の目的と両立する武力行使は許されうるという理解から、厳格な禁止と明確な例外という枠組に変化したこと、少なくともそう見えること自体について、①そうした変化は実定法上生じたと言えるのか、②そのことはどのような意義を有するのか、を明らかにしようとするものであった。

3. 研究の方法

本研究の目的を達成するためには、武力不行使原則の生成・展開・現在を見通す視点とともに、一次資料および二次資料の綿密な検討が不可欠である。具体的には、外国語を中心とした文献により議論の動向を把握するとともに、一次資料を渉猟し、分析することが、研究の中心である。

4. 研究成果

本研究の成果は以下の通りである。

第1に、歴史的再検討の重要性に鑑み、これまで進めてきた19世紀中葉から国連憲章制定にいたる自衛権概念の展開についての研究をまとめ、東京大学出版会から、『自衛権の基層：国連憲章に至る歴史的展開』として出版した。

その出版準備の中で、国連憲章の制定過程、とりわけ憲章第2条4項の、「国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法による」との但し書きについての米国代表団の見解を

明らかにした。すなわち、米国代表团は、同国の代表団会議における議論においては、国連の目的と両立する武力行使は許されると一貫して理解していたのに対し、サンフランシスコ会議における議論においては、「[国連]の目的に合致すると主張してなされる、国家による単独主義的な武力行使を承認する」ことになるという他国の危惧に対し、それを明確に否定した。こうした米国の態度は一見して矛盾するものだが、米国自身はそれを矛盾するものとは理解していなかったと考えられる。すなわち、米国は、「[国連]の目的に合致すると主張してなされる、国家による単独主義的な武力行使」と国連の目的と両立する武力行使とを区別しており、その区別は、目的との両立性について国連安全保障理事会の判断に服するとすることによって維持されると理解していたのである。この点は、自衛権にとどまらず武力不行使原則を対象とする本研究においても、検討の出発点となった。

なお、本書については現在英文での出版を準備している。

第2に、武力行使に関連する近時の国際判例の検討を進めた。関連裁判例としては、もはや古典的というべきニカラグア事件（国際司法裁判所（ICJ）、1985年）のほか、オイル・プラットフォーム事件判決（ICJ、2003年）、パレスチナ壁建設事件勧告的意見（ICJ、2004年）、コンゴ領軍事活動事件（ICJ、2005年）、武力行使の合法性事件判決（エリトリア・エチオピア請求権委員会、2006年）に加え、武力行使とはなにか、という観点から、スペイン・カナダ漁業管轄権事件（管轄権判決）（ICJ、1998年）、サイガ号事件（第2判決）（国際海洋法裁判所、1999年）、ガイアナ・スリナム仲裁事件（2008年）などを取り上げた。

その際とくに、海上での警察活動の際に外国船舶に向けられる Use of Force が、国連憲章第2条4項で禁止される「武力行使」なのか、あるいはそれとは区別される「実力の行使（国連公海漁業協定22条1項(f)参照）」なのか、という問題につき検討を深めたほか、自衛権の必要性および均衡性原則の位置づけについても検討を行った。これらは国際慣習法上認められると一般に位置づけられるものの、そこでの必要性基準は自衛権の発動要件だったのであり、均衡性基準はそれに対して許される措置の限度を示すものであった。そのため、戦間期において戦争違法化との関係で自衛権が論じられるようになると両基準の意義は不明確となった。これに対してオイル・プラットフォーム事件判決は、武力攻撃要件が満たされる場合に与えられる措置が、当該武力攻撃に対応するのに「必要」であり、かつ当該武力攻撃に対して「均衡」

のとれたものであることを要求するものとして、両者の関係を整理した。必要性基準を発動要件と位置づけるのではなく、発動要件としての武力攻撃が存在する場合に、それに対する対応の具体的な必要性を求めるものであり、自衛の目的に照らして判断されるものであることが示されている。戦間期以降の自衛権の位置づけの変化に伴い、必要性及び均衡性原則の位置づけを整理したものと言えよう。

第3に、いわゆる「サイバー攻撃」との関係を中心に武力行使概念について検討を進めた。これは、サイバー攻撃が火力等物理的な力を用いるものではないために、それが国際連合憲章第2条4項によって禁止される武力行使（use of force）と言えるかということ自体が問題となり、翻って武力行使とはなにか、とりわけ force とはなにか、という問題を浮き彫りにするためである。

まず第1に、force は軍事力（armed force）を意味するものと一般に理解され、ほとんど議論する必要のないものと考えられてきた。これは、憲章第2条4項が規定された背景から理解できる。

次に軍事力の意義が問題となるが、これについても従来ほとんど論じられてこなかった。サイバー攻撃と武力行使概念との関係を論ずる見解においては、軍事力は、元々、物理的な力を発生させる武器の使用を意味していたと解するものが多くみられるが、こうした理解が一般的だったとは言えない。

憲章第2条4項の起草に至る戦間期以降の議論を概観すると、そこで禁止される軍事力の行使は、第一義的には他国領域内における軍隊の展開として理解されていた。その一方で、それによって用いられる兵器の性質は問題とされていなかった。もとより、軍隊等によって行われる行為がすべて軍事力の行使に該当するわけではない。軍隊等によって他国領域内で行われる行為が「生命あるいは財産の破壊」を生じさせている場合に、当該行為を、軍事力の行使であり、憲章第2条4項で禁止される use of force に当たると考えることができよう。

以上のように、当初の研究目的の達成には至らなかったものの、検討の出発点を固めることはでき、また、今後の検討の前提となるべき武力行使概念についての検討を進めることができた。今後は、こうした検討を基盤として、本研究において当初課題としていた点についての検討を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

①森肇志、船舶への攻撃と個別的自衛権－オ
イル・プラットフォーム事件、(別冊ジュリ
スト) 国際法判例百選 [第 2 版]、査読無、
204 巻、2011 年、218-219 頁

②森肇志、演習、法学教室、査読無、352 号、
2010 年、114-115 頁

[図書] (計 3 件)

①森肇志 (小寺彰他編)、有斐閣、講義国際
法 (第 2 版)、2010 年、470-503 頁

②森肇志 (杉原高嶺他編)、三省堂、国際法
基本判例 50、2010 年、174-177 頁

③森肇志、東京大学出版会、自衛権の基層、
2009 年、326 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森 肇志 (MORI TADASHI)

東京大学・大学院公共政策学連携研究部・
教授

研究者番号：90292747

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし